

富士吉田市告示第 161 号

令和 7 年度軽自動車税の督促状を送達したが、別紙の者については、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び富士吉田市税条例（昭和 29 年条例第 29 号）第 18 条の規定により公示送達する。

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

なお、本督促状は富士吉田市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 7 年 10 月 17 日

富士吉田市長 堀 内 茂